

## 『終身会員制度』のご案内

制度の期限令和2年4月1日～令和4年3月31日迄

### 1、概要

当倶楽部個人または法人の正会員の記名者の方が対象で、会員が資格を譲渡後、譲渡人（新記名者）を終身名誉会員登録とし、今まで通り会員料金でプレーしていただける制度。

※譲受人または新記名者は、ゴルフ場所定の審査の上入会承認が必要となります。

※譲受人が法人の場合は名義変更扱いとなります。

### 2、対象者

満60歳以上かつ在籍3年以上の個人または法人正会員で、資格を

二親等以内の親族（譲受人または新記名者）または、第三者（譲受人または新記名者）に譲渡された場合『終身会員』になることができます。

※親等については、譲受人を本人として計算いたします。

### 3、終身会員の待遇

『終身会員』となられた方は、資格譲渡後も、今まで通り正会員と同等の権利を有します。（会員料金でのプレー、ハンディキャップの取得、競技会への参加、優待券など。）

### 4、入会登録料

終身会員になるための登録料は、必要ありません。

譲受人または新記名者は、入会審査の上、名義変更料が必要です。

二親等以内の親族：11000円（税込）

その他：55,000円（税込）が必要となります。

### 5、年会費

終身会員（譲渡人）：60歳以上～65歳未満は通常年会費の20%引き

65歳以上～70歳未満は通常年会費の30%引き

70歳以上～75歳未満は通常年会費の40%引き

75歳以上は通常年会費の半額引き

譲受人：通常年会費26,400円（税込）が必要となります。

※年会費の割引は、譲渡された翌年度分からの適用となります。

※年齢は、3月31日を基準日として、翌年の年会費をお支払頂きます。以上